第四十三条第六項第四号中「独立行政法人雇用・能力開発機構（」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の」に改め、同項第五号中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）」に改める。

附則第七十四条第一項中「規定する職員又は」の下に「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律による廃止前の」を加える。

（所得税法施行令の一部改正）

第十一条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第一号中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

（法人税法施行令の一部改正）

第十二条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号ロ中「独立行政法人勤労者退職金共済機構が」の下に「中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第七十条第二項第一号（業務の範囲）に掲げる業務及び同法附則第二条第一項（業務の特例）の規定に基づく業務並びに」を加える。

第七十九条第一号中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

第百三十五条第一号中「（昭和三十四年法律第百六十号）」を削る。

（登録免許税法施行令等の一部改正）

第十三条　次に掲げる政令の規定中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

一　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）第二十七条第二号

二　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第二十一条第十九号及び第三十八条の十三　文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第一条

（国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令の一部改正）

第十四条　国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「以下」を「第七条において」に、「勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するもの」を「勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第三十一条各号に掲げる要件を満たす者」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項を削る。

第四条第一項中「勤労者財産形成促進法」の下に「（昭和四十六年法律第九十二号）」を加え、「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改める。

第六条第一項中「第二条第一項第一号」を「第二条第一号」に改め、同条第二項を削る。

第七条中「第二条第一項」を「第二条」に改める。

（地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令の一部改正）

第十五条　地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「次号において「地方公務員等」という。）」を削り、「勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するもの」を「勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第三十一条各号に掲げる要件を満たす者」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項を削る。

第四条第一項中「勤労者財産形成促進法」の下に「（昭和四十六年法律第九十二号）」を加え、「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改める。

第六条第一項中「第二条第一項第一号」を「第二条第一号」に改め、同条第二項を削る。

第七条中「第二条第一項」を「第二条」に改める。

（産業技術力強化法施行令の一部改正）

第十六条　産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

別表第二十号を次のように改める。

二十　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第十七条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表独立行政法人勤労者退職金共済機構の項中「一般会計」の下に「（同法第七十条第二項に規定する業務に係る勘定における国庫納付金にあっては、労働保険特別会計雇用勘定）」を加え、同表独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の項を削る。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正）

第十八条　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八号を削り、第二十九号を第二十八号とし、第三十号から第六十九号までを一号ずつ繰り上げ、第七十号を第六十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

第七十一号を削り、第七十二号を第七十一号とし、第七十三号から第百十一号までを一号ずつ繰り上げる。

（郵政民営化法施行令の一部改正）

第十九条　郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第七号中「第七十二条第二項」を「第七十二条第三項」に改め、同項第三十号を次のように改める。

三十　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第十五条第二項

第四条第一項第三十二号を次のように改める。

三十二　削除

（独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正）

第二十条　独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の見出し中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改め、同条中「債権は、」の下に「独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第百六十六号）第一条の規定による廃止前の」を加える。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第二十一条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十一号中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

第九条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とする。

第八十三条第七号中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

第八十六条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。